（水産資源保護法の一部改正）

**第五条**　水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「水域若しくは」を「水域、」に、「水域（」を「水域若しくは海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第二条第五項（海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の定義）に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（」に改め、同条第五項中「定の」を「定めの」に、「行い、若しくは」を「行い、」に、「応じよう」を「応じ、若しくは国土交通大臣が海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第十条第一項（促進区域内海域の占用等に係る許可）の規定による許可をし、若しくは同条第三項（促進区域内海域の国等の工事についての特例）の規定により読み替えられた同条第一項の規定による協議に応じよう」に改める。

（罰則に関する経過措置）

**第六条**　この法律の施行前にした附則第四条の規定による改正前の港湾法の規定に違反する行為及びこの法律の施行前にした前条の規定による改正前の水産資源保護法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（自衛隊法の一部改正）

**第七条**　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第百十五条の二第三項中「第百十五条の二十四」を「第百十五条の二十五」に改める。

第百十五条の二十四の次に次の一条を加える。

（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の特例）

**第百十五条の二十五**　第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十条第一項の規定により許可を要する行為をしようとする場合における同条第三項の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同項中「国土交通大臣の許可を受けなければ」とあるのは「国土交通大臣と協議しなければ」と、前項中「許可をしては」とあるのは「協議に応じては」とあるのは、「国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の許可を受けなければ」とあるのは、「あらかじめ、その旨を国土交通大臣に通知しなければ」とする。

2　前項の規定により読み替えられた海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第十条第三項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による通知を受けた国土交通大臣は、同項に規定する促進区域内海域の利用又は保全上必要があると認めるときは、当該通知に係る部隊等の長に対し意見を述べることができる。

（海洋水産資源開発促進法の一部改正）

**第八条**　海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「」又は「」を「」、「に、「について」を「又は海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第二条第五項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（農林水産大臣が経済産業大臣及び国土交通大臣と協議して指定するものを除く。）について」に、「又は国土交通大臣」を「、国土交通大臣又は経済産業大臣及び国土交通大臣」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　**吉川**　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
防衛大臣　岩屋　毅

# 条約

重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定をここに公布する。

御名御璽

平成三十年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**条約第十三号**

重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定

日本国政府及びアメリカ合衆国政府（以下「両締約国政府」という。）は、

重大な犯罪（特にテロリズム）を防止し、及びこれと戦うために一層緊密に協力する希望に促され、

一層効果的な情報の共有が重大な犯罪（特にテロリズム）との戦いにおいて不可欠な要素であることを認め、

基本的な権利及び自由、特にプライバシー及び個人情報の保護を尊重しつつ、査証を免除するそれぞれの制度の下で安全な国際的な渡航を一層容易にすることの必要性並びに重大な犯罪（特にテロリズム）を防止し、及びこれと戦うことの重要性を認識して、

次のとおり協定した。

**第一条**　定義

この協定の適用上、

(1)　「自動照会」とは、第三条の規定により指定された国内連絡部局を通じて指紋情報を比較するためのオンラインによる手続であって、照会する締約国政府の国内連絡部局（以下「照会連絡部局」という。）から送信された指紋情報と照会を受ける締約国政府が利用可能とする指紋情報との間に適合するものがあるかどうかを自動的に決定することを目的とするものをいう。

(2)　「個人情報」とは、自然人を特定している情報又は特定することができる情報をいう。

(3)　「重大な犯罪」とは、この協定の実施上、少なくとも一方の締約国政府（第四条又は第八条については、情報を照会し、又は利用する締約国政府）の国内法令により、死刑又は無期若しくは長期一年を超える拘禁刑に処することとされている犯罪を構成する行為であってこの協定の不可分の一部を成す附属書Ⅰに規定されるもの及び死刑又は無期若しくは長期三年以上の拘禁刑に処することとされている犯罪を構成するその他の行為をいう。

**第二条**　目的

両締約国政府は、査証を免除するそれぞれの制度の下で安全な国際的な渡航を一層容易にしつつ、両国の国民の安全を強化するため、重大な犯罪（特にテロリズム）を防止し、探知し、及び捜査することを目的として利用される情報（個人情報を含む。以下同じ。）を交換するためにこの協定により設けられる枠組みの下で相互に協力する。

**第三条**　国内連絡部局

1　各締約国政府は、この協定に規定する任務を行う一又は二以上の国内連絡部局を指定する。

2　一方の締約国政府は、他方の締約国政府に対し、外交上の経路を通じてその国内連絡部局を通知する。